

群馬県立産業技術センター受託研究実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県立産業技術センター（以下「センター」という。）が、企業等の研究開発を支援するため受託して行う研究の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受託基準)

第2条 センターが委託を受けて実施する研究（以下「受託研究」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) センターが行う試験研究と関連して実施することが、必要又は有益であると認められるもの。
- (2) センターの施設若しくは機器又はその職員の有する専門技術が特に必要であると認められるもの。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターで実施することが特に必要又は有益であると認められるもの。

2 前条の企業等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であってはならない。また、企業等の役員等（企業等が個人である場合にはその者を、企業等が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）は、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

(申請及び契約の締結)

第3条 受託研究を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、受託研究申請書（様式第1号）を群馬県立群馬産業技術センター所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

- 2 所長は、前項の申請書を受理した場合、その内容を審査し、前条の規定を満たすと認められるときは、原則として受託研究契約書（様式第2号、様式第2号の2又は様式第2号の3）により契約を締結するものとする。
- 3 所長は、第1項の申請書を受理した場合、その内容を審査し、前条の規定を満たすと認められないときは、受託研究を実施できない旨を受託研究不承諾書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 4 所長は、前二項に規定する審査において、申請者が暴力団又は申請者の役員等が暴力団員若しくは暴力団員等に該当するか疑義が生じたときは、当該該当の有無について警察本部に照会するものとする。

(研究期間)

第4条 受託研究期間は、当該年度内とする。

(受託料の納付)

第5条 申請者は、別に定める算定基準により算出された受託料を契約締結後、納入通知書によりセンターに納付しなければならない。

(特許の帰属)

第6条 受託研究の結果発生した発明の権利については、原則として群馬県（以下「県」という。）に帰属するものとする。ただし、申請者と共同で行われた発明については共

有権利とし共同して特許出願するものとする。

2 前項の共同出願を行おうとするときは、共同出願契約を締結しなければならない。

(独占的通常実施権)

第7条 前条の規定により共同出願した特許は、申請者又は申請者の指定する者に限り、当該特許出願の日から3年間を超えない範囲において、独占的に実施することができる。

2 県は、申請者又は申請者の指定する者から前項に規定する独占的実施の期間(以下「独占的実施期間」という。)を更新したい旨の申し出があった場合には、原則として、独占的実施期間の更新を許諾する。ただし、更新する期間については、3年を超えないものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第8条 県は、申請者又は申請者の指定する者が県に承継された特許権に係る発明を、前条の規定による独占的実施期間中にその第2年以降において正当な理由がなく実施しないときは、申請者又は申請者の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し、当該発明の実施を許諾することができる。

2 前条の規定により申請者又は申請者の指定する者に独占的実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、県は、あらかじめ申請者に通知することにより独占的実施期間中においても第三者に対し当該権利に係る発明の実施を許諾することができる。

3 県は、第1項及び第2項の規定により第三者に対し共有特許権に係る発明の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該実施の許諾をすることができる。

(実施料)

第9条 申請者又は申請者の指定する者は、県に承継された特許権等に係る発明を実施しようとするときは、別に実施契約を定め、実施料を県に支払わなければならない。

2 共有特許権について申請者の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び申請者に配分するものとする。

(特許料等)

第10条 共有特許権に関する出願料、出願審査請求料及び特許料等については、原則として申請者が負担するものとする。

(秘密保持)

第11条 センター及び申請者は、本研究の実施に当たり、相手方から開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上の秘密情報について、研究担当者以外に開示又は漏洩してはならない。ただし、本契約締結前にすでに有していた知識、又は公知の事実並びに第三者から正当に知り得た事実についてはこの限りではない。

(研究の中止)

第12条 天災その他やむを得ない理由があるとき、又はセンターの業務に重大な支障があるため受託研究を継続することが困難となったときは、当該研究を中止することができる。

(受託料の返還)

第13条 納付された受託料は原則として返還しない。ただし、前条の規定により受託研究を中止したときは、遅滞なく受託料の精算を行い、精算額が既に納付した受託料を下回る場合は、速やかにその差額を申請者に返還するものとする。

(契約の解除)

第14条 センターは、次の各号に該当する事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 申請者が暴力団又は申請者の役員等が暴力団員若しくは暴力団員等であることが判明したとき。
- (2) 申請者が、センターとの契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。
- (3) 申請者が本契約に違反したとき

2 前項の場合、既納の受託料は返還しない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第15条 申請者は、申請者又は本契約に係る下請け契約者等の相手方がセンターとの契約に係る業務の遂行に当たって暴力団又は暴力団員等からの不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅延なくセンターへの報告及び警察への届出を行わなければならない。

(研究結果の報告)

第16条 センターは、受託研究を終了したときは、30日以内に受託研究報告書(様式第4号)を申請者に提出するものとする。

(研究結果の公表)

第17条 センターは、申請者の了承を得た場合でなければ、受託研究の結果を公表することはできない。

2 申請者は、受託研究の結果を公表するときは、センターによる受託研究の成果であることを明記し、公表した資料をセンターに提出するものとする。

(準用)

第18条 第6条から第10条までの規定は、実用新案権及び実用新案を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

(適用除外)

第19条 受託研究が国、独立行政法人若しくは地方自治体からの委託又は再委託である場合又は特別な事情がある場合は、この要綱を適用しないことができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、受託研究の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年12月13日から施行する。

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成18年 6月30日から施行する。

この要綱は、平成20年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 1月28日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。
この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

受託研究申請書

年 月 日

群馬県立群馬産業技術センター 所長 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者 (職・氏名)

下記により群馬県立産業技術センターに研究を委託したいので申請します。

なお、自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しないことを誓約します。このことに関して必要な場合には、群馬県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 研究課題

2 研究目的

3 研究内容

4 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで

5 受託研究予算

6 申請者概要（業種、業務内容、資本金、従業員数）

7 事務連絡先（納入通知書送付先）

8 その他の必要事項

受託研究契約書

群馬県立群馬産業技術センター（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項に従い、受託研究の実施に関し、次のとおり契約する。

（研究の受託）

第1条 乙は、次の研究（以下「本研究」という。）を甲に委託し、甲はこれを受託する。

- （1）研究課題
- （2）研究目的
- （3）研究内容
- （4）研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

（受託料の納付）

第2条 乙は、甲に対し本研究を行うための費用（以下「受託料」という。）として、金 〇〇〇円を支払うものとする。

2 前項の受託料は、契約締結後、納入通知書により指定する日までに納付するものとする。

（特許の帰属）

第3条 本研究の結果発生した発明の権利については、原則として群馬県（以下「県」という。）に帰属するものとする。ただし、乙と共同で行われた発明については共有権利とし共同して特許出願するものとする。

2 前項の共同出願を行おうとするときは、共同出願契約を締結しなければならない。

（独占的通常実施権）

第4条 前条の規定により共同出願した特許は、乙又は乙の指定する者に限り、当該特許出願の日から3年間を超えない範囲において、独占的に実施することができる。

2 県は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する独占的実施の期間（以下「独占的実施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、原則として、独占的実施期間の更新を許諾する。ただし、更新する期間については、3年を超えないものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第5条 県は、乙又は乙の指定する者が県に承継された特許権に係る発明を、前条の規定による独占的実施期間中にその第2年以降において正当な理由がなく実施しないときは、乙又は乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該発明の実施を許諾することができる。

2 前条の規定により乙又は乙の指定する者に独占的実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、県は、あらかじめ乙に通知することにより独占的実施期間中においても第三者に対し当該権利に係る発明の実施を許諾することができる。

3 県は、第1項及び第2項の規定により第三者に対し共有特許権に係る発明の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該実施の許諾をすることができる。

（実施料）

第6条 乙又は乙の指定する者は、県に承継された特許権等に係る発明を実施しようとするときは、別に実施契約を定め、実施料を県に支払わなければならない。

2 共有特許権について乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び乙に配分するものとする。

（特許料等）

第7条 共有特許権に関する出願料、出願審査請求料及び特許料等については、原則として乙が負担するものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本研究の実施に当たり、相手方から開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上の秘密情報について、研究担当者以外に開示又は漏洩してはならない。ただし、本契約締結前に既に有していた知識、公知の事実又は第三者から正当に知り得た事実についてはこの限りではない。

(研究の中止)

第9条 甲は、天災その他やむを得ない理由があるとき、又は甲の業務に重大な支障があるため本研究を継続することが困難となったときは、当該研究を中止することができる。

(受託料の返還)

第10条 本契約第2条により納付した受託料は、原則として返還しない。ただし、前条の規定により本研究を中止したときは、遅滞なく本研究費用の精算を行い、精算額が既に納入した受託料を下回るときは、速やかにその差額を乙に返還するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号に該当する事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(2) 乙が、甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき。

2 前項の場合、既納の受託料は返還しない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第12条 乙は、乙又は本契約に係る下請け契約者等の相手方が甲との契約に係る業務の遂行に当たって暴力団又は暴力団員等から不当要求行為を受けた場合は、その旨について、遅延なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(結果の報告)

第13条 甲は、本研究を終了したときは、30日以内に当該研究に関する研究報告書を乙に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第14条 甲は、乙の了承を得た場合でなければ、本研究の研究成果を公表することができないものとする。

2 乙は、受託研究の結果を公表するときは、受託研究の成果であることを明記し、公表する資料を甲に提出するものとする。

(準用)

第15条 本契約第3条から第7条までの規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

(協議事項)

第16条 本契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 群馬県前橋市亀里町 8 8 4 番地 1

群馬県立群馬産業技術センター 所長 ○○ ○○ 印

乙 群馬県〇〇市〇〇町 1 2 3 番地

〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

受託研究契約書

群馬県立群馬産業技術センター（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項に従い、受託研究の実施に関し、次のとおり契約する。

（研究の受託）

第1条 乙は、次の研究（以下「本研究」という。）を甲に委託し、甲はこれを受託する。

- （1）研究課題
- （2）研究目的
- （3）研究内容
- （4）研究期間

年 月 日から 年 月 日まで

（受託料の納付）

第2条 乙は、甲に対し本研究を行うための費用（以下「受託料」という。）として、金 〇〇〇円を支払うものとする。なお、受託料の内訳は、別表1による。

2 前項の受託料は、契約締結後、納入通知書により指定する日までに納付するものとする。

（再委託）

第3条 甲は、再委託（受託研究の主要部分を第三者に委託することをいう。以下同じ。）してはならない。ただし、受託研究により開発された試作品の製造や開発・評価に必要な機器の製作などの外注及び請負は除く。

（特許の帰属）

第4条 本研究の結果発生した発明の権利については、原則として群馬県（以下「県」という。）に帰属するものとする。ただし、乙と共同で行われた発明については共有権利とし共同して特許出願するものとする。

2 前項の共同出願を行おうとするときは、共同出願契約を締結しなければならない。

（独占的通常実施権）

第5条 前条の規定により共同出願した特許は、乙又は乙の指定する者に限り、当該特許出願の日から3年間を超えない範囲において、独占的に実施することができる。

2 県は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する独占的実施の期間（以下「独占的実施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、原則として、独占的実施期間の更新を許諾する。ただし、更新する期間については、3年を超えないものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第6条 県は、乙又は乙の指定する者が県に承継された特許権に係る発明を、前条の規定による独占的実施期間中にその第2年以降において正当な理由がなく実施しないときは、乙又は乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該発明の実施を許諾することができる。

2 前条の規定により乙又は乙の指定する者に独占的実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、県は、あらかじめ乙に通知することにより独占的実施期間中においても第三者に対し当該権利に係る発明の実施を許諾することができる。

3 県は、第1項及び第2項の規定により第三者に対し共有特許権に係る発明の実施を許

諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該実施の許諾をすることができる。

(実施料)

第7条 乙又は乙の指定する者は、県に承継された特許権等に係る発明を実施しようとするときは、別に実施契約を定め、実施料を県に支払わなければならない。

2 共有特許権について乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び乙に配分するものとする。

(特許料等)

第8条 共有特許権に関する出願料、出願審査請求料及び特許料等については、原則として乙が負担するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本研究の実施に当たり、相手方から開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上の秘密情報について、研究担当者以外に開示又漏洩してはならない。ただし、本契約締結前に既に有していた知識、公知の事実又は第三者から正当に知り得た事実についてはこの限りではない。

(研究の中止)

第10条 甲は、天災その他やむを得ない理由があるとき、又は甲の業務に重大な支障があるため本研究を継続することが困難となったときは、当該研究を中止することができる。

(受託料の返還)

第11条 本契約第2条により納付した受託料は、原則として返還しない。ただし、前条の規定により本研究を中止したときは、遅滞なく本研究費用の精算を行い、精算額が既に納入した受託料を下回るときは、速やかにその差額を乙に返還するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号に該当する事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

(2) 乙が、甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき。

2 前項の場合、既納の受託料は返還しない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第13条 乙は、乙又は本契約に係る下請け契約者等の相手方が甲との契約に係る業務の遂行に当たって暴力団又は暴力団員等から不当要求行為を受けた場合は、その旨について、遅延なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(結果の報告)

第14条 甲は、本研究を終了したときは、30日以内に当該研究に関する研究報告書を

乙に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第15条 甲は、乙の了承を得た場合でなければ、本研究の研究成果を公表することができないものとする。

2 乙は、受託研究の結果を公表するときは、受託研究の成果であることを明記し、公表する資料を甲に提出するものとする。

(準用)

第16条 本契約第4条から第8条までの規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

(協議事項)

第17条 本契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 群馬県前橋市亀里町884番地1

群馬県立群馬産業技術センター 所長 ○○ ○○ 印

乙 群馬県○○市○○町123番地

○○○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

別表 1

区 分	金 額 (単位：千円)	積 算
原材料費		
人件費		
旅費		
機械装置・工具器具費		
外注加工費		
その他研究経費（研究消耗品費等）		
間接経費		
研究経費合計（受託料合計）		

受託研究に関する契約書

群馬県立群馬産業技術センター（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項に従い、受託研究の実施に関し、次のとおり契約する。

（受託研究の目的及び内容）

第1条 乙は、次の研究（以下「本研究」という。）を甲に委託し、甲はこれを受託する。

- 研究題目：〇〇〇を〇〇〇する〇〇〇の研究
- 研究の目的：〇〇〇を用いて〇〇〇するための技術を確立する。
- 研究の内容：〇〇技術による〇〇を実装した〇〇装置を試作のうえ、〇〇法にてその有効性を検証する。
- 成果物の内容：甲が作成する研究報告書とし、その仕様については甲乙別途協議のうえ定めるものとする。

（受託研究の実施期間）

第2条 本研究の実施期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（費用の分担及びその明細）

第3条 乙は、甲に対し本研究を行うための費用（以下「受託料」という。）として、金〇〇〇〇円を支払うものとする。

- 前項の受託料は、契約締結後、納入通知書により指定する日までに納付するものとする。
- 第1項の受託料の明細は、次のとおりとする。

（単位：円）

費目	原材料費	人件費	旅費	機械装置 ・ 工具器 具費	外注加工 費	その他研 究 経 費 (消耗品 等)	備考
見込額							

（再委託）

第4条 甲は、再委託（本研究の主要部分を第三者に委託することをいう。以下同じ。）してはならない。ただし、本研究により開発された試作品の製造や開発・評価に必要な機器の製作などの外注及び請負は除く。

（費用の額の確認）

第5条 甲は、乙から本研究に要した費用の額（甲が支出した費用の額のうち、乙が負担したもので、かつ本契約において乙が負担するものと規定されているものに限る。）の妥当性について確認するよう依頼があった場合、その内容について確認を行い、確認した結果を書面にて乙に通知する。

（特許の帰属）

第6条 本研究の結果発生した発明の権利については、原則として群馬県（以下「県」という。）に帰属するものとする。ただし、乙と共同で行われた発明については共有権利とし共同して特許出願するものとする。

2 前項の共同出願を行おうとするときは、共同出願契約を締結しなければならない。

(独占的通常実施権)

第7条 前条の規定により共同出願した特許は、乙又は乙の指定する者に限り、当該特許出願の日から3年間を超えない範囲において、独占的に実施することができる。

2 県は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する独占的実施の期間(以下「独占的実施期間」という。)を更新したい旨の申し出があった場合には、原則として、独占的実施期間の更新を許諾する。ただし、更新する期間については、3年を超えないものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第8条 県は、乙又は乙の指定する者が県に承継された特許権に係る発明を、前条の規定による独占的実施期間中にその第2年以降において正当な理由がなく実施しないときは、乙又は乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し、当該発明の実施を許諾することができる。

2 前条の規定により乙又は乙の指定する者に独占的実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、県は、あらかじめ乙に通知することにより独占的実施期間中においても第三者に対し当該権利に係る発明の実施を許諾することができる。

3 県は、第1項及び第2項の規定により第三者に対し共有特許権に係る発明の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該実施の許諾をすることができる。

(実施料)

第9条 乙又は乙の指定する者は、県に承継された特許権等に係る発明を実施しようとするときは、別に実施契約を定め、実施料を県に支払わなければならない。

2 共有特許権について乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び乙に配分するものとする。

(特許料等)

第10条 共有特許権に関する出願料、出願審査請求料及び特許料等については、原則として乙が負担するものとする。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本研究の実施に当たり、相手方から開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上の秘密情報について、研究担当者以外に開示又漏洩してはならない。ただし、本契約締結前に既に有していた知識、公知の事実又は第三者から正当に知り得た事実についてはこの限りではない。

(研究の中止)

第12条 甲は、天災その他やむを得ない理由があるとき、又は甲の業務に重大な支障があるため本研究を継続することが困難となったときは、当該研究を中止することができる。

(受託料の返還)

第13条 本契約第2条により納付した受託料は、原則として返還しない。ただし、前条の規定により本研究を中止したときは、遅滞なく本研究費用の精算を行い、精算額が既に納入した受託料を下回るときは、速やかにその差額を乙に返還するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号に該当する事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下

「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

(2) 乙が、甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき。

2 前項の場合、既納の受託料は返還しない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第15条 乙は、乙又は本契約に係る下請け契約者等の相手方が甲との契約に係る業務の遂行に当たって暴力団又は暴力団員等から不当要求行為を受けた場合は、その旨について、遅延なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(結果の報告)

第16条 甲は、本研究を終了したときは、30日以内に当該研究に関する研究報告書を乙に提出するものとする。

(進捗状況報告)

第17条 甲及び乙は、定期的に会合を開き、本研究開発の進捗状況及び本研究開発成果の報告を行う。会合の結果については、議事録に記録し、甲と乙とが相互に署名し、確認するものとする。

(研究成果の公表)

第18条 甲は、乙の了承を得た場合でなければ、本研究の研究成果を公表することができないものとする。

2 甲及び乙は、本研究の結果を第三者に開示又は外部に発表する場合には、その内容、方法等について、あらかじめ相手方に通知し、同意を得るものとする。

(準用)

第19条 本契約第6条から第10条までの規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

(協議事項)

第20条 本契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 群馬県前橋市亀里町 8 8 4 番地 1

群馬県立群馬産業技術センター 所長 ○○ ○○ 印

乙 群馬県○○市○○町 1 2 3 番地

○○○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

年 月 日

様

群馬県立群馬産業技術センター
所長 ○ ○ ○ ○ 印

受託研究不承諾書

年 月 日付けで申請のあった下記については、受託できない旨、通知いたします。

記

- 1 研究課題
- 2 研究目的
- 3 研究内容
- 4 不承諾理由

様

群馬県立群馬産業技術センター所長 印

受託研究報告書

年 月 日付けで受託研究契約を締結した下記の研究が終了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 研究課題
- 2 研究目的
- 3 研究内容
- 4 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 担当研究者
- 6 研究結果 別紙のとおり

別紙

研 究 結 果

- 1 はじめに（緒言）
- 2 （実験）方法
- 3 （実験）結果
- 4 考察
- 5 まとめ（結言）
- 6 参考文献

※ 括弧内は研究報告書の内容に合わせて適宜修正すること。

※ 研究報告書はこの書式を原則として適宜修正して作成すること。